

## 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

令和2年5月1日  
独立行政法人日本学生支援機構

- ※1 日本学生支援機構では、下表の制度についてお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。  
 ※2 下表の制度の実施機関では、日本学生支援機構の奨学金制度についてお答えできません。  
 ※3 今後、関係省庁の検討状況等により、下表を更新することがあります。  
 ※4 以下は例示であり、その他の支援においても該当し得るため、詳細は「新型コロナウイルス感染症による家計急変『事由発生に関する証明書類』に関するQ&A(令和2年5月1日版)」を確認してください。

番号	制度名 <small>※新型コロナウイルス感染症の影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、 新型コロナウイルス感染症の影響による事由で申し込む必要があります。</small>	提出書類	主な実施機関	備考
1	新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	借用証書	日本政策金融公庫	事業主の方向け
2	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付		日本政策金融公庫	事業主の方向け
3	危機対応融資		商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
4	セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証		信用保証協会	事業主の方向け
5	小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付		(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
6	小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	支給決定通知書	都道府県労働局	
7	緊急小口資金、 総合支援資金(生活費)	借用書	社会福祉協議会	
8	厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予		厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予		地方公共団体	
10	国税・地方税の納付猶予	納税の猶予許可通知書 (申込書の写し等を求めた場合あり)	国税庁 地方公共団体	

上記いずれかの公的支援の

後給証明書 または これに類するもの(コピー)の提出が必要。

★ 水道料金の猶予証明書に 審査があったことを明記してあれば認められる。(自治体によっては審査がなく猶予している場合があるため)